

## 第35回ドンパン祭り出店者要項

### 1 出店者の決定

- (1) 出店者数は30団体程度とする。
- (2) 応募多数の場合は主催者にて下記の優先順位で検討し出店者を決定する。
  - ①大仙市中仙地域で事業を営み、商工会に加入しているもの。
  - ②大仙市中仙地域外で事業を営み、商工会又は商工会議所に加入し、推薦があるもの。
  - ③秋田県街商協会に所属し、協会員であるもの。
  - ④過去に出店の実績があり、出店者要項等に遵守しているもの。
- (3) 応募多数により、出店を認められなかったことについて、一切の異議申立は受付しない。

### 2 出店場所の決定

- (1) 出店者が決定された後、説明会を開催し、説明会時に抽選にて出店場所を決定する。  
なお、祭りの運営を円滑に行うため必要と認められる場合には、主催者側で出店場所を指定する。
- (2) 説明会を欠席された場合は、主催者側で出店場所を決定する。
- (3) 出店場所の決定後、一切の異議申立は受付しない。

### 3 他各種出店条件等

- (1) 出店料は基本的に1ブース(2間×3間)10,000円とする。変則的に半ブース(1間×1.5間)を希望される場合は、出店状況に応じて決定し、5,000円とする。なお、営利を目的としない団体等が出店する場合に、主催者が特別に認めるときは、出店料を免除する。
- (2) テントを主催者より借用する場合は、(1)の出店料に加えて、1張は5,000円・半張は2,500円を別途徴収する。ただし、テントに限りがあるため、借用の応募多数の場合は説明会時に抽選にて借用を決定する。
- (3) 出店料及びテント借上料は説明会開催時に5,000円、残金をイベント当日に納入する。また、雨天等により中止となった場合でもドンパン協力金として、5,000円の負担金は徴収する。
- (4) 申込時には出店申込書と併せて運転免許証若しくは健康保険証(写真を添付)又は街商協会会員証明書等出店者の写真を必ず添付すること。
- (5) 出店にあたり、申込者若しくは現場責任者は店舗に常駐していること。
- (6) 食品表示法による適正な表示を行うこと。
- (7) 出店営業時間、出店者駐車場などを含めた出店に関する一切について主催者の指示に従うこと。
- (8) 保健所への申請等は出店者自らが行き、食中毒等その他の事故についての一切の責任は出店者が負うこと。
- (9) 酒類の販売を行う場合には出店者自らが大曲税務署への手続きを行うこと。なお、税

務署への提出書類で必要なものは主催者で発行する。

- (10) 水道は指定の主催者が指定する場所を使用し、必要最小限の使用とすること。
- (11) 炭やガスコンロ等の火気を使用する場合は消火器を用意すること。なお消防署への届出は主催者が行う。
- (12) 電気を使用する場合、発電機は主催者で用意するが、ドラムは各自で用意すること。
- (13) ゴミの発生などを出来るだけ少なくするよう努力し、出店場所付近については責任をもって整理・清掃を行うこと。
- (14) 出店にあたり、いかなる時も周囲への安全に十分注意し、万が一来場者に怪我を負わせた場合は、出店者が一切の責任を負うとともに、速やかに主催者へ連絡する。
- (15) 販売に必要なテント、テーブル、イスを主催者より借用する場合は、出店申込書に記入すること。ただし、数に限りがあるため、必ずしも希望に沿えるものではない。
- (16) 出店者は必ず会場準備・会場片付けにそれぞれ1名以上参加協力をする。参加協力出来ない出店者においては、次回以降の出店について許可しない。
- (17) 事前申し込みの内容と異なる出店者又は上記の事項及びその他主催者の指示に従わない事業者については、出店許可を取消し、次回以降の出店についても許可しない。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、実行委員会の承認を得て、実行委員会が別に定めるものとする。

#### 5 申込書提出期限

令和元年 7月1日

出店申込書に漏れのないように記入し、添付書類と併せて持参又は郵送で提出すること。

#### 6 問い合わせ先

〒014-0207 大仙市長野柳田18

ドンパン祭り実行委員会事務局出店部会（大仙市商工会中仙支所）

TEL 0187-56-2021

FAX 0187-56-4561